

【引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について】

～令和２年度当初予算ベース～

平成26年４月１日より消費税（国・地方）が５％から８％に、令和元年10月１日より10％に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和２年度大船渡市一般会計当初予算における引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）に係る使途は、下記のとおりとなります。

記

- | | | |
|---|-----------------------|-------------|
| １ | 地方消費税交付金（社会保障財源分） | 382,000千円 |
| ２ | 上記１が充てられる社会保障施策に要する経費 | 3,358,261千円 |

（単位：千円）

		令和２年度 予算額	特定財源	一 般 財 源	
				地方消費税交付金 （社会保障財源分）	その他
社会福祉	障害者福祉費 （自立支援給付事業）	901, 632	675, 153	52, 990	173, 489
	老人福祉費 （老人保護措置事業）	102, 712	17, 162	20, 017	65, 533
	児童福祉費 （保育の無償化事業）	959, 396	695, 294	40, 800	223, 302
	児童福祉費 （子ども医療費助成事業（所得制限撤廃分））	10, 000	0	10, 000	0
	母子福祉費 （寡婦、寡夫医療費助成事業）	8, 000	0	1, 872	6, 128
社会保険	介護保険事業	686, 711	37, 336	151, 937	497, 438
	国民健康保険事業	328, 062	145, 650	42, 680	139, 732
	後期高齢者医療事業	122, 383	84, 391	8, 889	29, 103
保健衛生	保健衛生費 （健康増進事業：各種がん検診）	41, 492	7, 262	8, 009	26, 221
	予防費 （感染症予防事業）	102, 000	6, 373	22, 374	73, 253
	診療所費 （診療施設勘定繰出金）	95, 873	0	22, 432	73, 441
合 計		3, 358, 261	1, 668, 621	382, 000	1, 307, 640